

# セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されました!

## 平成30年度(平成29年分)の申告から適用開始になります

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができます。

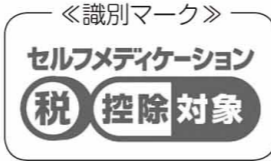
※従来の医療費控除と同時に適用を受けることはできません。

※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

### ▶対象の医薬品

対象の医薬品は厚生労働省のホームページで確認できます。また、対象の医薬品には右の共通識別マークが表示され、レシートに対象となる旨の表示がされる予定です。

厚生労働省 スイッチ OTC 検索



### ▶対象の取り組み

この特例の適用を受けるためには、所得税、または町県民税の納税義務の方が、その年中に次に掲げる健康の保持増進および予防への取り組みを行っている必要があります(いずれか1つが必要です)。

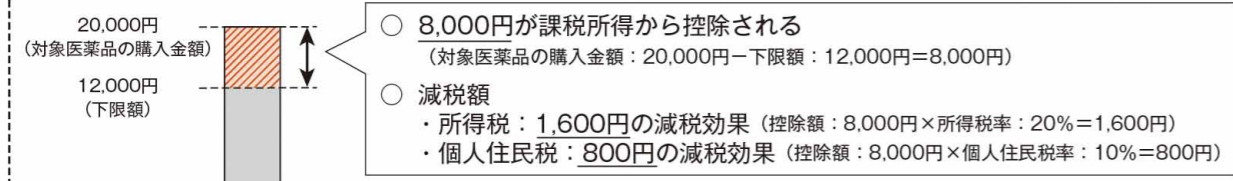
- 健康診査(医療保険各法等、または『健康増進法』の規定に基づくもの)  
保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなどが該当します。
- 予防接種(『予防接種法』、またはインフルエンザに関する特定感染症予防指針に基づくもの)  
高齢者の肺炎球菌感染症およびインフルエンザの予防接種などが該当します。
- 健康診断(『労働安全衛生法』の規定に基づくもの)  
勤務先等での事業主健診が該当します。
- 特定健康診査・特定保健指導(高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもの)  
いわゆるメタボ健診・保健指導等が該当します。
- がん検診(『健康増進法』の規定に基づくもの)  
町が健康増進事業として行う胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診等が該当します。

### ▶所得控除金額

スイッチOTC医薬品の購入費用の合計額が年間1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

#### 本特例措置を利用する時のイメージ

○課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



### ▶必要書類

この特例の適用を受けるためには、申告書の提出の際に、対象の医薬品を購入したことと対象の取り組みを行ったことを明らかにする書類を添付、または提示する必要があります(①と②の両方が必要です)。

- ①スイッチOTC医薬品購入費等が記載されたレシート等(商品名、金額、セルフメディケーション税制対象である旨、販売店名、購入日が記載されたもの)
- ②対象の取り組みに当たる健診や予防接種を受けた際に発行される領収書、または結果通知表(いずれも氏名、取り組みを行った年、保険者、事業主もしくは町の名称、または医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたもの)

問い合わせ/税務課(☎581・2121内線154~156)へ。

## 軽自動車税のお知らせ

グリーン化特例(軽課)が1年間延長になります

平成28年度から実施された軽自動車税の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例(軽課)」が1年間延長され、平成29年度分に限り適用されます。平成28年度に最初の新規検査をした軽三輪・四輪車のうち、排出ガス性能と燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両は特例が適用され、下表のとおり税率となります。

農耕車(トラクター等)のナンバー登録をしましょう

農耕作業用のトラクター、コンバイン、田植え機、テラー等で乗用できる物は、小型特殊自動車に分類され、公道を走らなくても所有していれば軽自動車税の課税対象となります。

なお、農耕車以外で小型特殊自動車に分類される車両(フォークリフトなど)についても、農耕車と同様に公道走行の有無にかかわらず課税の対象となり、ナンバープレートを付ける必要があります。

ナンバープレートを付けていない車両を所有している方は、印鑑と車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)をお持ちのうえ、税務課で登録をお願いします。

問い合わせ/税務課(☎581・2121内線154~156)へ。

車種区分		税率(年税額)			
		平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査をした車両			
軽自動車	三輪	電気自動車・天然ガス自動車 ※1	乗用: 平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+35%達成車 ※2	乗用: 平成32年度燃費基準達成車 貨物: 平成27年度燃費基準+15%達成車 ※3	
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
	四輪	乗用	自家用 2,700円 営業用 1,800円	2,000円	3,000円
		貨物	自家用 1,300円 営業用 1,000円	2,500円	2,900円

※1 天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限り適用。  
※2 ※3については、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り適用。  
○各燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。

## 熊谷税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告書等を作成できます。

作成した申告書をご自宅のプリンターで印刷すれば、混雑している確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。

### 確定申告受付

平成28年分の「所得税および復興特別所得税」の確定申告会場の開設期間は、2月16日(木)~3月15日(水)です。

熊谷税務署では、平日(月~金曜日)以外でも2月19日と26日の日曜日に、申告用紙の配付、申告相談、申告書の受付および納付相談を行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

申告と納税の期限等	申告期限(納税期限)	申告書および復興特別所得税の提出(個人事業者)
3月15日(水)	3月15日(水)	3月31日(金)
4月15日(水)	4月15日(水)	4月25日(火)

(※1) 税務署からの納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付書に現金を添えて、納期限までにお近くの金融機関で納付してください。  
(※2) 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金融機関や口座を変更される方、転居等により所轄税務署が変わられた方は「口座振替依頼書」の提出が必要ですので、3月15日(水)までに当該依頼書を提出してください。

納税証明書を請求される方へ  
2月、3月は確定申告期間のため、平成28年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署收受日付印のある申告書控(電子申告を利用して確定申告された場合には、「送信票」)および納税した時の領収証書(原本)をお持ちください。

なお、納税証明書の交付請求手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 検索

問い合わせ/熊谷税務署個人課税部 門(☎521・2905)へ。